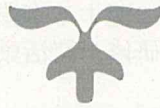


大宮小学校 P T A 規約

及び慶弔内規定



大宮小学校PTA規約

第1章 総則

- 第1条 本会は大宮小学校PTAといい、事務所を大宮小学校（杉並区堀ノ内1丁目12番16号）に置く。
- 第2条 本会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第2章 事業並びに組織

- 第3条 本会の会員は大宮小学校の保護者及び教職員をもって組織する。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために下の事業を行う。
1. 児童の教育と保護並びに校外生活指導上必要な事業。
2. 学校の教育的環境の整備促進に関する事業。
3. 会員相互の修養向上、会員の研修、諸活動の助成。
- 第5条 本会は第4条の事業を行うために下の委員会を置く。
1. 役員会 2. 運営委員会 3. 特別委員会 4. 学級委員会
5. 広報委員会 6. 校外委員会 7. 役員選出委員会 8. ラジオ体操専門委員会

第3章 役員・委員

- 第6条 本会は原則として下の役員を置く。
1. 会長 1名 2. 副会長（P4名、T1名）
3. 書記（P2名、T1名） 4. 会計（P2名、T1名）
5. 庶務（P若干名、T1名） 6. 監査（P2名、T1名）
7. 参与（T1名） 8. 顧問 若干名
総会の承認があれば、年度によって人数の変更を可能とする。
- 第7条 校長は参与となり、すべての会に出席して意見を述べるができる。
- 第8条 役員の仕事は下のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理をする。
3. 書記は本会全体に関する事項の連絡及び記録にあたる。
4. 会計は本会の会計をつかさどる。
5. 庶務は本会の事務等を行う。
6. 監査は本会の会計を監査する。
7. 顧問は会長の求めに応じて意見を述べるができる。

- 第9条 本会に下の委員会を置き、次の仕事を担当する。
1. 学級委員会（1～6年各学級より2名）
学年代表（各学年学級委員より1名、学年・学級の連絡調整）
ア.学級PTAの連絡調整及び親睦に関する一連の活動 イ.その他
 2. 広報委員会（2～5年各学級より1名）
ア.広報紙の発行に関する一連の活動
 3. 校外委員会（2～5年各学級より1名）
ア.子供の安全に関する一連の活動
イ.その他
 4. 役員選出委員会（1～5年各学級より1名）
ア.役員・委員選出に関する一連の活動
 5. ラジオ体操専門委員会（2～5年各学級より1名）
ア.夏休みのラジオ体操に関する一連の活動
 6. 役員及び委員は、活動内容に応じ、会員からお手伝いを募ることができる。
 7. 上記と異なる人数の選出を行う場合は、システムガイドに従い選出する。

- 第10条 委員の任務は下のとおりとする。
1. 委員長は所属する委員会を統括する。
 2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその代理をする。

- 第11条 役員及び委員の選任は下のとおりとする。
1. 会長、副会長、書記、会計、庶務、監査は役員選出委員会によって選出され、書面決議によって承認を受ける。但し、その年度により役員の若干名 については上記の方法以外による場合もある。
 2. 委員長、副委員長は委員会で選出し、運営委員会で承認する。
 3. 各学級から選出された保護者及び教職員全部とする。
 4. 会員は必要に応じ、運営委員会にはかって顧問若干名をおくことができる。

- 第12条 役員の任期は下のとおりとする。
1. 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。再任は妨げない。補欠によって就任した者の任期は前任者の残存期間とする。
 2. 役員は引き続きほかの役員に選任されることができる。但し、役員に就任している期間が連続して4年を超えてはならない。

第4章 会議

- 第13条 本会の会議は下のとおりとする。
1. 定期総会は毎年年度当初に開催し、会長がこれを招集する。
 2. 臨時総会は、運営委員会の過半数の要求があった時、会長がこれを招集する。
 3. 総会及び臨時総会は下のことを行う。
 - (1) 前年度会務の報告及び決算の承認。
 - (2) 今年度事業方針の審議決定及び予算の決定。
 - (3) その他、重要事項の審議決定。
 4. 運営委員会は必要に応じて会長が召集する。
運営委員会は会長、副会長、書記、会計、庶務、監査、委員長、副委員長、学年代表をもって構成し、次のことを行う。
 - (1) 会務の執行上必要な各委員会の連絡に関すること。
 - (2) 各種原案の作成並びに会務の立案計画。
 - (3) 補正予算案の作成並びに決定。
 - (4) 会長の諮問事項。
 - (5) システムガイド改正の承認。
 5. 特別委員会は必要に応じて設けることができる。
 6. 委員会は必要に応じて委員長が招集し、担当の仕事にあたる。
 7. 学年委員会・学年PTAは学年代表が招集し、学級委員会・学級PTAは学級委員が招集して、委員及び担任教師が協力して運営にあたる。

第14条 各会議の議決は出席者の過半数により決定する。賛否同数の時は議長が決定する。

第15条 会員は各会議の招集責任者に申し出て会議の傍聴をすることができる。

第5章 会則

- 第16条 本会の経費は会員の納める会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。
1. 会費は一定の会費を年度当初に納める。但し、転入者は月割り会費を 転入後納入する。転出者に申し出があれば月割り金額を返還する。
 2. 会費の額は運営委員会で定め総会の承認を得る。
- 第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第18条 決算及び予算は総会で承認を得るものとする。

第6章 付 則

- 第19条 本会の規約改正は総会の議決を必要とする。
- 第20条 本会は運営委員会の議決を経て規約執行上必要な細則を定めることができる。
- 第21条 本会は下の帳簿を備えておくものとする。
1. 会計簿 2. 会費徴収台帳 3. 記録簿 4. 役員名簿
- 第22条 本会規約は昭和56年2月13日から執行する。

平成6年3月18日、平成8年3月15日、平成9年3月14日、
平成12年3月11日、平成21年3月13日、平成23年7月15日
令和2年3月31日、令和3年5月13日、令和4年12月19日
一部規約改正

大宮小学校PTA慶弔内規定

- 第1条 弔意見舞い
1. 会員及び児童の死亡 10000円
 2. 顧問の死亡 5000円
 3. 特別の事情により本規定以外に弔事に関する支出をする場合には役員会において協議決定し運営委員会に報告する。

昭和56年2月改正、平成8年3月一部改正、令和2年1月一部改正

